

# 「北海道農業会議（北海道農業委員会ネットワーク機構）」とは

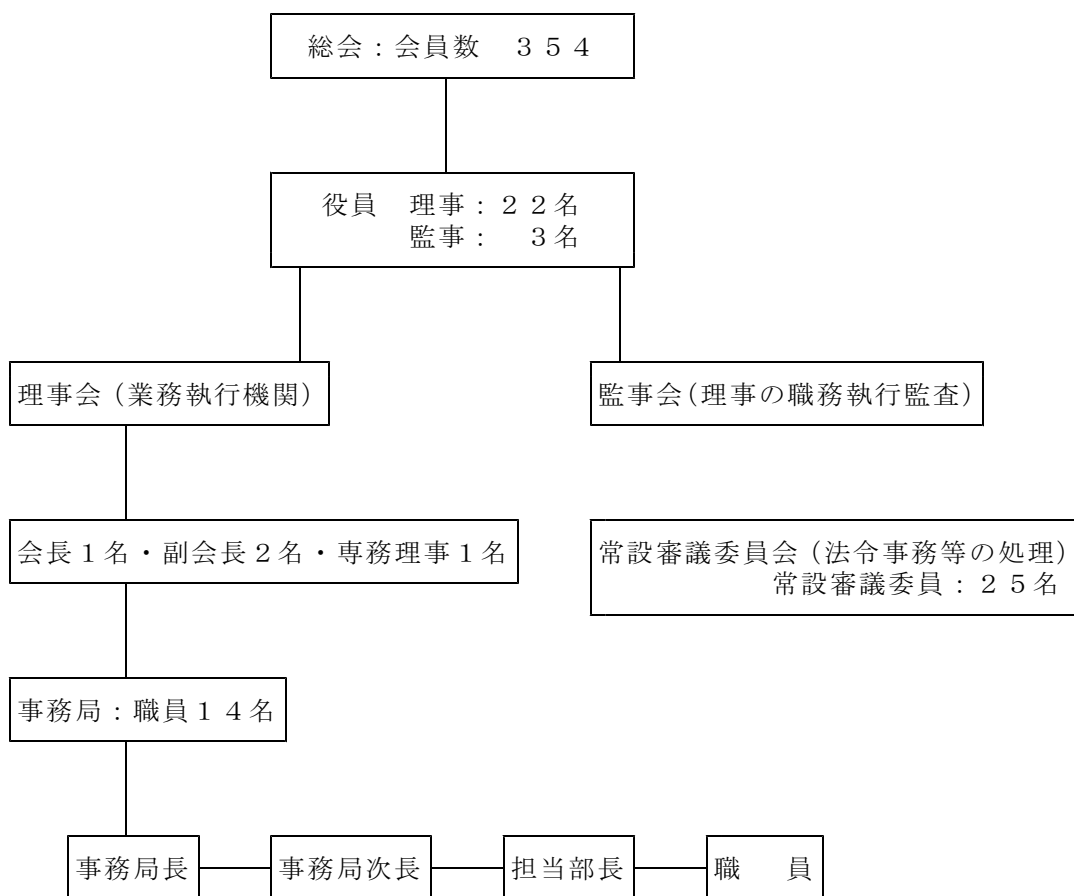
## 1 組織の概要

北海道農業会議は、平成27年改正前の農業委員会等に関する法律第36条に基づき、北海道知事の認可により設立された認可法人でしたが、平成28年4月1日改正施行の同法第42条及び同法附則31条～35条の規定に基づき、北海道知事の認可を受けて一般社団法人として組織変更し、北海道農業委員会ネットワーク機構の指定を受けています。

354の個人・団体の普通会員で構成され、個人会員は市町村農業委員会会長（170名）と学識経験者（3名）、団体会員は市町村（171団体）、農業協同組合中央会・連合会（5団体）、農業関係団体（5団体）となっています。

普通会員及び普通会員の代表者から総会で理事（22名）と監事（3名）が選出され、理事会の承認を得て会長が常設審議委員（25名）を選出しています。

### 【機構図】



## 2 業務内容

- ① 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援
- ② 農地に関する情報の収集、整理及び提供
- ③ 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援
- ④ 法人化の支援その他農業経営の合理化のための支援
- ⑤ 担い手の組織化及び組織運営の支援
- ⑥ 農業一般に関する調査及び情報の提供
- ⑦ 農地法その他の法令の規定により機構が行うとされた業務
- ⑧ 関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出